救急專門薬剤師制度

【目的】

救急専門薬剤師制度は、救急認定薬剤師が行う救急医療に関する専門的薬剤業務に加えて、救急領域における研究能力および教育能力も兼ね備え、指導的な役割を果たすことを通して、国民の健康に貢献することを目的とする。

上記の目的を達成するために、日本臨床救急医学会は本制度を制定し、救急医療における薬物療法等に関する十分な知識、技能および教育・研究実践能力を有する薬剤師を救急専門薬剤師として日本臨床救急医学会が認定する。

【認定要件】

- 1. 救急認定薬剤師として5年以上の実務経験を有していること
- 2. 申請時において、本学会の正会員として会員歴が 7 年以上あり、かつ会費を完納していること
- 3. 日本病院薬剤師会病院薬学認定薬剤師、日本病院薬剤師会生涯研修履修認定薬剤師(2022年度申請時まで有効)、日本医療薬学会が認定する専門あるいは指導薬剤師、日本臨床薬理学会が認定する認定あるいは指導薬剤師、日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師、日本薬剤師会生涯学習支援システム(JPALS)のJPALS 認定薬剤師(CLレベル 5以上)のいずれかの資格を有していること。ただし、申請時に資格を有していない場合は、2026年度までを経過措置期間とし、この期間までに資格を有すればこの限りでない。
- 4. 定められた所定の単位数の研修を履修していること 救急専門・認定薬剤師認定委員会(以下、認定委員会)が指定した 80 単位 (必修 45 単位以上を含む)を取得していること。(単位取得の対象となる項 目は細則 2 条参照)ただし、本学会が主催する学術集会に少なくとも1回は 参加していること
- 5. 認定委員会が開催する講習会を2回以上受講していること。ただし、1回は 認定委員会が指定する講習会受講を含めることが出来る。
- 6. 救急専門薬剤師として、過去5年間にかかわった症例を10症例提出していること
- 7. 救急認定薬剤師として、救急領域の学会発表が2回(筆頭1回以上)以上、 かつ、複数名の査読者による査読のある国内外の学術雑誌での筆頭論文が1

編以上あること。救急認定薬剤師取得前に筆頭論文が1編以上ある場合は、 取得後に共著論文が1編以上あること

- 8. 専門薬剤師の認定試験(口頭試問)に合格していること
- 9. 認定委員会は、申請書類及び認定試験成績を総合的に審査し、申請者の救急専門薬剤師としての適否を判断し、本学会理事会に報告する。本学会理事会は、認定委員会の報告を受け、審議の上、救急専門薬剤師の認定を行い、認定証を交付する。なお、申請の期日は毎年 11 月末日とし、期日を過ぎた場合は原則受け付けない。

【更新要件】

- 1. 認定された後も引き続き本学会の正会員であること。
- 2. 日本病院薬剤師会病院薬学認定薬剤師、日本病院薬剤師会生涯研修履修認定薬剤師(2022 年度申請時まで有効)、日本医療薬学会が認定する専門あるいは指導薬剤師、日本臨床薬理学会が認定する認定あるいは指導薬剤師、日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師、日本薬剤師会生涯学習支援システム(JPALS)の JPALS 認定薬剤師(CL レベル 5 以上)のいずれかの資格を有していること
- 3. 認定を受けてから5年間、救急医療に貢献するとともに、認定委員会が指した80単位(必修45単位以上を含む)を取得していること。ただし、救急専門薬剤師として本学会が主催する学術集会で少なくとも1回は発表していること(共同発表者でも可)。
- 4. 認定委員会が開催した講習会を 2 回以上受講していること。ただしうち 1 回は認定委員会が指定した講習会受講を含めることが出来る。
- 5. 救急認定薬剤師の認定を受けてから 5 年間、救急医療に関する業務を通じて治療に参加した症例 5 例を提出していること。
- 6. 認定委員会は、救急専門薬剤師の認定を受けてから 5 年を経たときに、認定委員会の定める要件を満たした者について、認定更新申請書類を審査し、申請者の救急専門薬剤師としての適否を判断し、本学会理事会に報告する。本学会理事会は、認定委員会の報告を受け、審議の上、救急専門薬剤師の更新の認定を行い、認定証を交付する。なお、更新申請の期日は毎年 11 月末日とし、期日を過ぎた場合は原則受け付けない。